

“政教分離”原則と解放の“神学”

——教会の社会的関与⁽¹⁾についての整合的理解のために——

“Church-State”-Separation-Principle and the
“Theology” of Liberation

——toward an integrated understanding of the Church’s social commitment ——

西山俊彦

Toshihiko Nishiyama

1994年2月

サピエンチア 28号

英知大学

R É S U M É S

要 約

“The purpose which Christ set before His Church is a religious one.” (GS 42) “At the same time He taught us new command of love... the world’s transformation.” (GS 38) Separation and commitment are principles both required of the Church, while they are often contradicting each other. This article purports to illustrate an integrated understanding of these principles so that the Church will become the true means of salvation.

Chap. 1 - Pluralistic Society and the Subsidiarity Principle. Functional autonomy is a fundamental tenet, safeguarding democratic values, of pluralistic society, supposing optimal functioning of each primary functional agency.(GS36) Dysfunctioning being detected, subsidiarity principle has to be applied, by which responsibility should be assumed by the secondary agencies other than the dysfunctioning primary agencies. (GS86; 42; QA86; MM53; PT140; SR15; CA15; FL73) The underdevelopment is a typical state where application of such principle is required.

Chap. 2 - Subject of Discernment and the Situation of Latin American Society. The Catholic Church, being “Church the Mother” (LG6; 63; 64; MM1) and “the Instrument of Universal Salvation” (LG1; 48; GS42; 45), claims to be a subject of the situational discernment. The Catholic Church, however, is meant “the Christian communities” (OA4) or “the local Churches”.(FL2) The Latin American — LA — Church, by holding CELAM — the LA Bishops’ Conference at Medellin (1968), Puebla (1979), and St. Domingo (1992), manifested her official evaluation of LA society as “a model of injustice” (MDI-I-1) “Unjustifiable condition” (MDII-I-1) “Scandal” (PD28) “Anti-evangelical existence” (PD1159) “Devastating and Intollerable Misety” (SD179) in view of the aggravating military conflict, terrorism, drugs, poverty, injustices and oppression, systematized falsehood, alienation of ethnoc groups, corruption, ... (SD59; MDII-I-13; PD26; 29), all these facts defiling the human dignity.

Chap. 3 - The Preferential Option for the Poor — POP — and the Remedies Employed. POP was the motto propounded at all 3 CELAMs. If the reason why the poor has to remain poor is mainly structural, to choose for POP equals to set forth for a structural change (GS1; 86; PP32; 81; EN36; 39; MDI-I-1; PD30; SD167; FL44etc.) which could be realized only by engaging in adequate activities fulfilling the neat actionprograms of appropriate dimensions such as political, economic, social,.. as has been long practiced, by Church, in social welfare, medical care, educational upbringing. Reqrcttable though to state, these procedural requirements have never been launched at any CELAM due to possible theoretical misunderstanding if not due to the lack of enthusiasm.

Either separation or commitment, no matter who may claim for such contention, does not make sense *apart from the situational discernment*. Either separation or commitment, no matter how aloof or subservient this may look politically, once the situation rightly discerned, this is the equally impelling task of the Church as the True Instrument of Universal Salvation.

はじめに

「教会は、飢餓、疾病、文盲、貧困、国際関係における不正義、とくに貿易上の不正、ならびにかつての政治的な植民地主義におとらない惨酷な、経済的、文化的情況を強いる新植民地主義になやんでいる……これら何百万人を解放する義務、この解放を始めさせる義務、それをあかしする義務、それを完成させる義務をになっています。」(EN30) 1975年12月パウロ六世教皇が發布した使徒的勧告『福音宣教 Evangelium Nuntiandi -EN-』の一節である。続いて「正義と平和のなかで、人間のただしい発展を推進することなくして、どうして愛の掟を宣言することができようか。福音宣教においては、現代世界で論じられている正義、解放、開発と平和の諸問題を無視してもよいという説を、私は絶対に受け入れることはできません。」(EN31)と喝破して、福音宣教と人類の進歩推進とは一体不可分離であることを明言した。一方、1984年8月、解放の神学の動向を批判した教皇庁教理聖省指針『自由の使信-IC-』⁽²⁾は、

「我々は、キリストの教会に始められた神の国は、この世のものではないこと、この世の姿は過ぎ行くものであり、神の国の成長は文明の発展、科学技術の進歩と同一ではなく、代って、キリストの無限の豊かさを一層深く知り、永遠なるものをより強く望み、神の愛に一層の熱意をもって応え、人々に恩恵と聖性を一層広汎に宣布するにある、ことを告白する。」

と要約し、結論とした。1986年3月、同じく教理聖省が公布した『自由の自覚-FL-』⁽³⁾と題する第2弾では、「キリストはその十字架と復活によって私たちをあがなわれました。このあがないこそ最も充実な意味での解放です。最も根源的な悪である罪と死の力とから私たちを解放したからです。」⁽³⁾と解放の意味次元を規定し、「……地上の国の進歩と神の国の発展とは、同じ次元で論じるわけにはいきませんから、注意深く区別されなければなりません……」⁽⁶⁰⁾と限定を付した上で、だから「(正当な)自由と解放の神学ならば、それは現代が求めているものです。しかし、民衆の信仰心の持つ力を取り上げ、単なる地上的な解放計画へと誤導するとしたら、それは罪悪になっていますし、それが幻想にすぎず、新しいかたちの隷属の原因となることは目に見えています。」⁽⁹⁸⁾と結論付ける。

ここに引用したのは各々紛れもなく教会の公式文書であるが、相互に背反矛盾しているのではと疑問を持たせるに足る箇所である。J.マシアはこれを「解放」派と「救霊」派の差異と分類し、前者を社会的・物質的・現世的次元での開放を力説するものに対し、後者を個人的・霊的・来世的次元における自由の獲得を意図するものと特徴づけるが⁽⁴⁾、解放はこれら全ての領域次元を包含し、その考察を主題とする宗教、神学としても同様であろう。もとより、何をもって本来的責務とし、何を持って状況依存的責務とするかについては、差異対立が可能であろうが、教会の社会的関与に関する原理原則は既に十分確立している筈である。地球的スケールの難問が続々と提起され、その帰趨が人類の運命を左右しかねない重大なものであれば、その対応は選択の余地のないものであろうはずなのに、意識革命は遅々として進まず責任回避のままであるだけでなく、すでに長すぎる期間圧倒的多数

の人類を苛んできた窮状も、少くとも結果的には、放置されたままである。実態は暴力でしかない現実の無理不条理の恣ほしいままにするのか、或いは、神の子にも理性的存在にも相応しい転換を計るのか、教会の社会的関与のありかたの検討はこの課題の根幹にかかわるものである。本稿主題の今日的意義は決して小さくはなからう。

I. 多元的社会における機能的自律性と補完性

「地上の諸現実の自主ということが、被造物や社会そのものは独自の法則と価値を持っており、人間はそれをしだいに発見し、利用し、調整していくものと解するならば、それを要求することは当然のことである。それは現代人によって要求されているばかりでなく、創造主の意向にもかなうものである。事実、万物は、つくられたものであるという条件そのものによって、それぞれの安定、真理、善、固有の法則、秩序を賦与されているのであって、人間はそれを尊重し、各種の学問と技術の固有の方法を承認しなければならない。したがって、あらゆる知識の分野における学問的研究は、真実の学問的方法によるものであって、倫理の法則に従って行われるものであれば、けっして信仰に対立するようなことはないはずである。世界の現実と信仰の現実とは、ともに同じ神に起源をもつものだからである。」(第二ヴァチカン公会議『現代世界憲章』Gaudium et Spes—GS—36)

「チェザルのものはチェザルに、神のものは神に」(マタイ 22₂₁) は政教分離の原則とみなされてきた。勿論「何が神のもの」で「何がチェザルのもの」かが明確でありさえすれば、その通りであろう⁽⁵⁾。しかし実際には、あらゆる聖権—俗権論争の歴史に明らかな通り、凡ゆる事実はそれを規定する枠組 **the frame of definition** の数だけ存在する—もし事実が、効果、影響、結果、反応、反作用等々、いかなる名称を冠せられたとしても、何らかの機能 **function** でもって測られる限り—⁽⁶⁾。また、いかなる規定主体も同一の視角視点に立ち得ないのなら⁽⁷⁾、事実は、枠組の数にプラスして、規定主体の数だけ存在してもいるはずであるが、視角次元を同じくする科学的究明は同一科学に属するものとする、視角次元の数だけの個別科学が存在する。ここで多元的社会論は価値相対性を基盤としていることは言うまでもなからう。社会全体を有機的共同体と理解する観念モデルは有史以来のものであるが⁽⁸⁾、社会の機能分化の進捗に伴って、有機体モデルも一層多様化、特殊専門化、相対化し、それら機能は一層固有 **Proper** 独自の **Unique** で、自律的 **Independent** なものとの想定が徹底した⁽⁹⁾。勿論、社会にしる、世界にしる、宇宙コスモスにしる、個を超越した全体は、実証の範囲を超えており、一定の想定でしかないが、各機能領域の機能的独自性、自律性も、個々別々にも全体としても、順機能となることも同じく想定にすぎない⁽¹⁰⁾。とにかく、機能的固有性、自律性の承認は多元的社会論 **Pluralistic Theory of Society** の受容を意味し、そこにおいてこそ各個々人の人格の尊厳が、自由、平等、博愛の価値基盤の上に実現されるとする信念、想定 **supposition** が「近代市民社会」の一究極理念型 **Extreme Ideal Typus** をなしている。各個々人には思想、信条、住居、職業、婚姻、……の自由など、さまざまな束縛からの解放が確保されて人格の尊厳が保証されると理解され、機能的領域次

元としては、政教分離、三権分立など、政治、経済、社会、……宗教、文化の実態的営為とその科学的反省の両面に固有性、自律性が承認されて、最適、最活性化が保証されるとみなされてきた訳である。勿論これがモデルであり想定であることは繰返すまでもないが、一体カトリック教会は「多元的社会」モデルを何時受容したのだろうか。少なくとも教会が「国土」喪失を嘆き自己幽閉を続けていた間は、「政教分離」は論外だったことは疑問の余地がない。「信教の自由権」でみれば、グレゴリオ十六世(1831-46)、ピオ九世(1846-78)、レオ十三世(1878-1903) 教皇迄は、信仰無差別論 **Indifferentism** と合理主義 **Rationalism** の科で否定されてきたものが、ようやく、ピオ十一世(1922-39)、ピオ十二世(1939-58)、ヨハネ二十三世(1958-63) 教皇の代になって不可侵の権利として容認されるようになったと言われるが、正式な承認は、実に、第二ヴァチカン公会議の「信教の自由に関する宣言 **Dignitatis Humanae**」(1965・12) によってであった。政教分離、信教の自由の公認については、勿論内容実体をも問わなければならないが、マルクス・レーニン主義諸国の憲法にさえ遅れること著しいものであったことは意外と言うべきであろうか。第二ヴァチカン公会議が教会の「**Aggiornamento e Rinnovamento** 現代化と刷新」をそのモットーとしたことが故なきことではなかった理由がここにも承認できよう。

当該機能に関して各機能集団は固有の役割を有し、従って、自律性を具えており、それらは尊重されねばならないとすることが、多元的社会モデルに基づく想定であった。これは、各機能集団が当該機能に関して本来的 **Connatural** 第一義的機能 **Primary function** を有して本来的、第一義的介入関与 **Involvement or Commitment** を旨としていることを意味し、代って諸他機能に関しては非本来的 **Non-connatural**、第二義的 **Secondary** な介入関与しか求められないことを意味している。何時どのような状態に第二義的機能の介入関与が“必然化”されるかの吟味は追って見ることとして、それでは教会の第一義的機能はいかなるものと規定されているかを例示しよう――

「永遠の父の愛からいって、あがない主キリストによって時間の中に設定され、聖霊において集められた教会は、救いと終末を目的とするものであって、この目的は来世において、はじめて完全に到達することができる。……したがって教会は同時に「見える団体と霊的共同体」であり、全人類とともに歩み、世と同じ地上的なりゆきを経験する。教会は人類社会の魂または酵母として存在し、それをキリストにおいて刷新して神の家族に変質させる使命をもっている。……教会は救いを固有の目的として追求し、神の生命を人間に与えるばかりでなく、……人間（ペルソナ）の尊厳をいやし高め、人間社会の結合を強め、日常の人間活動にさらに深い重要性を与えることによって行なわれる。……」(GS40)

「来世においてはじめて完全に到達することができる救いと週末を目的とする」とか「救いを固有の目的として追求する」とかのくだりが決して「社会的、物質的、相対的」介入関与と対立排除するものではないとしても、また、それと一致一体化したものと理解することも容易ではない。ここでも教会の目的は「霊的、内面的、絶対的」領域の事柄ととるのが自然であろう。この方が「教会は人間の最終目的である神の秘義を現わすことを託されたのであるから、同時に人間存在の意義、すなわち、人間についての奥深い真理を明ら

かにする。」(GS41)とか、「キリストが教会に託した固有の使命は、政治・経済・社会の分野に属するものではない。キリストが教会に指定した目的は宗教の領域に属する。」

(GS42)とかのくぐりとマッチする。FLが明言するところもこれと軌を一にする。「神学的にも司牧的にも、基本とすべき事実は、最も根本的な解放、つまり罪と死からの解放がキリストの死と復活によって成就された解放なのだ、ということです。(これを一番よく理解し、しかもありのままに直感しているのが、神の特別な愛の対象である貧しい人々なのです。)」(FL22)「この解放の力は、人間と歴史の今の動きとの内奥に浸透し、それらを根底から変革し、終末への原動力となります。このように、解放の第一の根本的意味は救済史的で、人間が罪と悪の根源的な束縛から解放されることだからです。」(FL23)教会の意図する解放は精神的、絶対的、根源的なそれである。

機能的自律性の前提は各機能領域、機能主体等凡ゆる機能要件が十全に成熟していることを想定したものであった。否原理的には完全に発達を遂げ、相互調和的に活性し切った権限理念型についてのことであって、これとの対比にみれば、歴史過程に定立されるいかなる事実も、機能分化の面からも機能活性化の面からも、暫定的・斬新的なものにすぎなくなる。とすれば、機能不在の場合も機能不全の場合も、有機的共同体の一体性と連帯性から相互に補完し合う必要性が認められ、「補完性の原理 **Functional Subsidiarity Principle**」の適用が要請されることとなる。自律性原理には補完性原理が対をなしていることはカトリック社会教説の中心的命題であるが、前稿ではこれを次の通り説明した¹⁶—

「補完性の原理」とは、各次元・レベル・領域に独自の役割機能を有する機能集団が当該機能を充足している限り、諸他機能集団はそれを尊重して侵すことがあってはならないが(「独自性」と「自律性」の原理)、機能不在または不全の場合には、諸機能集団、殊に高次のそれにあつては、当該機能の充足課題を補完しなければならない、とする原理である(GS86c ; 42 ; QA86 ; MM53 ; PT140 ; 141 ; SR15 ; 48 ; CA15 ; 48 ; FL73)。この原理は「独自性」「自律性」を許容して一般原理としながら「連帯性」「共同体性」を維持し得る鍵となる現実原理であること、しかもこの原理は、同一機能領域に属する集団間の相互関係においても活用できるものの、主に機能役割を異にする集団間関係に適用されるものである。」

ここに再掲した補助性の原理の説明から補完機能のさまざまな特徴が指摘されるが、ここでは3つに限って記したい——

- 1) 補完作用は、当の補完主体にとっては、固有で独自の機能、即ち、本来の、第一義的機能についてではなく、当該機能以外の第二義的、補完的機能 **Secondary or Subsidiary Functions** についての代替であること(FL73 ; 85)。
- 2) 補完作用は、当該機能領域の原則に基づいて行われ、その効果についての評価も同様であること(GS43 ; FL80)。例えば、教会はその成立当初から、教育、福祉、医療、民生、文化、のみならず、衛生、保健、経済、政治、……はては、交通、治安、外交、国防軍事、の領域に迄関わってきたとは言え、教育団体、福祉団体、医療団体……等ではさらさらなく、それらは補完性原理の命ずるところによる営為でしかなく、教育には教育の、医療には医療の評価基準が適用されねばならないこと。

- 3) 当該機能集団が諸他第二義的機能領域に介入関与することは当該機能集団として要請されているからであること。例えば、教会が政治的補完作用を行う場合、それは教会として援助するのであって、個々のメンバーの個人的善意と自主性にだけよるのではないこと。

上記 3)については GS では次の指摘がある——「……キリスト信者が個人または団体として、キリスト教的良心に基づき自己の名において市民として行うことと、教会の名において牧者とともに行うことをはっきり区別することは重要である。」(GS76) と。かなり明快なようではあるが、実際はさほど明快でもない——「自己の名において市民として行うこと」と「教会の名において牧者とともに行うこと」は異なる、と比較すること、「教会のメンバーが自己の良心に基づいて行うこと」と「教会が教会として行うこと」は異なる、と比較することは、主語が同一でないところから、等置できないからである。しかしもし、「教会が教会として行う」のでなかったら矛盾とする帰謬法 *Reductio ad absurdum* が成立する箇所ならいくつもある。例えば、「①社会の政治的あるいは経済的な営みは、直接、教会の使命に属することではありませんが、……*The political and economic running of society is not a direct part of her mission.* 教会の生命である神の愛は、教会がすべての苦悩する人と本当に連帯するよう促しています。②信者たちがこの使命に忠実であるなら、自由の源である聖霊はかれらに宿り、……かれらは正義と平和の実りをもたらすでしょう。If her member remain faithful to this mission, the Holy Spirit...will dwell in them, and they will bring forth fruits of justice and peace...」(FL61) もこの一つであって、端的に記せば予断と臆断に充ちている。①は第一義的機能に関しては正しいが、補助性の原理に基づく場合なら論外であって、この区別のない断言は予断か臆断でしかない。しかも、補助性の原理に基づく介入の場合と第一義的機能の場合の主語が同一でなければ整合性は保てないが、この点についても確としない。②についても同様に、信者は平常から政治的、経済的営為に携っているのであるから、補助性の原理の要請がある場合に「信者がこれに励む」というのでは平時との差異は消え失せ、必要時の特異性は出てこない。矛盾背理と言うしかないのは、特に、①②どちらも主語の同一性が欠けている故に、整合性に欠け、何らの帰結ももたらさないからである。勿論、教会の社会教説はこのようなものばかりではなく、整合的なものも少くない。例えば

「キリストがその教会に託した固有の使命は、政治・経済・社会の分野に属するものではない。キリストが教会に指定した目的は宗教の領域に属する。……(ただし)必要とあれば、時と場所の状況によっては、愛の事業やそれに類する仕事のように、すべての人の、そしてとりわけ困窮者たちの奉仕を目的とする仕事を教会みずからが起こすことができるし、また起こさなければならない。」(GS42、傍線筆者、以下同様¹⁷⁾)

というのはその一つで、ここに「教会自らが起こさなければならない愛の事業」は「時と場所の状況により必要とされる *when circumstances of time and place create the need*」補完的要請による介入関与であって、教会は福祉団体、教育団体等ではないにも拘らず、長らく、病院、学校、福祉施設などを経営して来ざるを得なかったかの理由と、また、政治、経済、外交、科学技術等々への介入関与があり得るとすればそれはいかなる理由によ

るかことが明らかになっている。

ここで、理論と実践によって長らく培われてきたはずの「補助性の原理」は、機能不全或いは状況の要請についての判断を経て初めて作動するものであることを、敢えて、指摘しておかねばならない。一般的には有機的共同体に属するいかなるメンバーも判断の主体でない者はないが、実際的には“目覚めた者”“能力のある者”“権利と義務を有する者”(GS71 ; 42 ; QA44 ; OA24 ; CA43 ; JW36 ; FL73)、一言で云えば“恵まれた者”(OA23)であろうが、その最たる者は、自己を“母なる者”(LG6 ; 63 ; 64 ; MM1)“連帯と奉仕の下僕”(LG8 ; GS3 ; OA45 ; SR10 ; 39 ; 40)“救いの普遍的秘跡”(LG1 ; 48 ; GS42 ; 45)と規定する教会である。ところでその「教会」とは、教会一般でもなく教皇でも教皇庁専門機関でもなく、当該“地域”の教会であると明確に規定されている。例えばパウロ六世の回勅 OA には――

「このような千差万別の状態を目前にして、世界各地に適応できる解決策を提示することは、私にとって確かに困難なことです。そして、私はそうするつもりはありませんし、それは私の任務でもありません。それぞれの地域の実状を綿密に調査し、それを不変の福音の言葉と照合して解明し、社会問題についての教会の教説から考察の原則と判断の基準と行動の指標を引き出すのは、キリスト教共同体です。」(OA4)

とキリスト教共同体 *the Christian communities* の責務を強調しつつ、原則と基準を設定することをさえ促しているようである。同様に FL でも、「本教書は、福音の教えの核心である自由と解放という主題の理論と実践の主要点を指摘するにとどめます。地域の状況に即した本書の適用は各国の教会に任されています。それぞれの状況に対して直接の配慮をすることは、相互に一致し、使徒座との一致を保つ各国の教会の役割だからです。」(FL2)と冒頭に宣言して憚らない。「キリスト教の信仰と生活に有害な逸脱あるいは逸脱の危険」(FL1)、一言で表せば「解放の神学の危険」について注意を促す教理聖省公式文書が、個々の具体的状況を判断する主体は、先ず、個々の具体的状況の主体であって、それに責任を持つ教会とキリスト者であると断定しているのである。何という信頼、何という連帯、全国各地の地域性を尊重し、具体的状況に対して責任ある行動主体でもある当事者自身の自主自律性に期待する禁欲的指針は見事である。これが全国各地の教会が補完性の原理によって社会的介入関与を実行するか否かの判断原則なのだから、教会全体としても分離と介入の実がさぞかし稔りあるものと期待されることとなる。要は言行一致、次に、ラテンアメリカ司教団がラテンアメリカの具体的社会状況についていかなる状況判断を下し、それがいかに尊重施行され来たかを吟味しなければならない。

II. ラテンアメリカ社会についての状況判断

「人類はこれほどの富と可能性と経済力に恵まれたことはかつてなかったが、他方ではいまだに地球上の住民の膨大な部分が飢えと欠乏に苦しめられ、無数の人々が読み書きを知らない。人間が今日ほど自分の精神を強く自覚したことはかつてなかったが、他方

では新しい型の社会的・心理的どれい化が起こりつつある。」(GS4)

「一つの間人家族に属する人々、または諸民族の間における経済的、社会的な大きな不平等はスキャンダルであり、社会正義、平等、人間の尊厳、社会的および国際的平和に反する。」(GS29)

以上は現代社会について第二ヴァチカン公会議が表明した見解の一端である。ラテンアメリカ社会の現状については、ラテンアメリカ司教協議会 Consejo Episcopal Latinoamericano はいかなる認識を示しているであろうか。ラテンアメリカ司教協議会の認識は、第二ヴァチカン公会議以降 3 回にわたって開催されたラテンアメリカ連合司教会議 Conferencia General del Episcopado Latinoamericano —ここでは CELAM と記す—の決議文に最も公的なものとして認識できるが、それらは、現代化と刷新をラテンアメリカ社会に実現しようとしたメデジン第二回会議(1968-MD-)から、プエブラ第三回会議(1979-PD-)を経て、昨年 10 月に開催されたばかりのサント・ドミンゴ第四回会議(1992-SD-)に連がっている。「新しい福音宣教 Nueva Evangelizacion」「人間的発展 Promocion Humana」「キリスト教文化 Cultura Cristiana」の三つのテーマの下にまとめられた最終決議文は次の社会像を提供する——

「ラテンアメリカが目下呻吟する個人的、社会的悪の因果関係は次の指標に認められる——戦争、テロ、麻薬、貧窮、抑圧と不正、組織化された偽瞞、異文化集団の疎外、腐敗、家族への攻撃、子供と老人の無視、反生命キャンペーン、墮胎、女性の虐待、環境収奪、一語で表せば、死の文化に象られるあらゆるもの——」(SD9 ; MD II - I - 1~13 ; PD26 ; 29)

と悲惨な現実の特徴を列挙し、次いで、「貧困に打ちひしがれた苦悩の顔に主イエスの顔を重ねるならば、全てのキリスト者にとってこれがいかに決定的回心を迫るチャレンジであるかが明らかとなる。飢餓に苛まれ、インフレ、対外債務と社会的不公正に顔色の失せ、約束ばかりで実行の伴わない政治家に幻滅した顔、蔑視された自己の文化ゆえに卑下させられた顔、日々無差別的に加えられる暴力テロに怯えた顔、路上での生活と橋の下にしか休むところを知らないストリート・チルドレンの憔悴しきった顔……これらはすべて、信仰者には回心を迫るチャレンジである。」(178) と意義づけ、このような「限界を越えた悲惨に耐えるしかない何百万の兄弟の日々悪化をたどる窮乏化は、ラテンアメリカが遭遇している壊滅的かつ屈辱的な惨禍を物語る。今回も、メデジンとプエブラで行ったと全く同じように、憂慮と焦燥をもって事態を糾弾しなければならない。過去 10 年間の貧困状況は絶対的にも相対的にも顕著に悪化したことを統計は示している。」(179) と結論づける。CELAM IVは随所に赤裸々な描写を交えるが、これら認識が他の公的統計の報ずるところと決して乖離したものでないことを確認しておくのは適切なことであろう。

表〔1〕ラテンアメリカ諸国の諸社会指標

		人 口 100 万 1991	一 人 当 GNP ドル 1991	平 均 増 加 率 1980-91	年 平 均 インフレ率 1980-91	平 均 余 命 1991	乳 児 死 亡 率 1991
1	ボリビア	7.3	650	-2.0	263.4	59	83
2	ペルー	21.9	1,070	2.4	287.3	64	53
3	エクアドル	5.3	1,080	-0.3	17.4	66	42
4	コロンビア	32.8	1,260	1.2	25.0	69	23
5	パラグアイ	4.4	1,270	-0.8	25.1	67	35
6	チリ	13.4	2,160	1.6	20.5	72	17
7	ヴェネズエラ	19.8	2,730	-1.3	21.2	70	34
8	アルゼンチン	32.7	2,790	-1.5	416.9	71	25
9	ブラジル	151.4	2,940	0.5	327.6	66	58
10	ハイティ	6.6	370	-2.4	7.1	55	94
11	ニカラグア	3.8	460	-4.4	583.7	66	56
12	ホンジュラス	5.3	580	-0.5	6.8	65	49
13	グアテマラ	9.5	930	-1.8	15.9	64	60
14	ドミニカ共和国	7.2	940	-0.2	24.5	67	54
15	エルサルバドル	12.5	1,160	-1.4	14.3	67	37
16	ジャマイカ	2.4	1,380	0.0	19.6	73	15
17	コスタリカ	3.1	1,850	0.7	22.9	76	14
18	パナマ	2.5	2,150	-1.8	2.4	73	21
19	メキシコ	83.3	3,030	-0.5	66.5	70	36
20	トリニダード・トバゴ	1.3	3,670	-5.2	6.5	71	19
21	キューバ						
22	プエルトリコ						
	ラテンアメリカ諸国	445.3	2,390	-0.3	208.2	68	44
	低所得国	3,127.3	350	3.9	12.6	62	71
	中所得国	1,401.0	2,480	2.2	67.1	68	38
	高所得国	822.3	19,590	2.4	4.5	77	8

		飲料水 入手可能性 1978-90	小学校 就学率 1990	所得格差 最高分位 10%	債務 対 輸出比率 1991	絶対的貧困 人口の比率 1980-89	
						都 市	農 村
1	ボリビア	53	82	—	432.4	—	—
2	ペルー	61	95	35.4	483.6	46	83
3	エクアドル	58	70	—	155.4	40	65
4	コロンビア	88	73	37.1	167.7	32	70
5	パラグアイ	34	95	—	125.7	19 ^x	50 ^x
6	チリ	89	86	48.9	153.5	12	20
7	ヴェネズエラ	90 ^x	61	33.2	187.0	—	—
8	アルゼンチン	65	—	—	433.0	—	—
9	ブラジル	97	88	51.3	324.9	9	34
10	ハイティ	36	—	—	186.5	65	80
11	ニカラグア	54	75	—	2,917.8	21 ^x	19 ^x
12	ホンジュラス	65	—	47.9	330.8	31	70
13	グアテマラ	62	—	46.6	142.9	17	51
14	ドミニカ共和国	63	—	39.6	193.1	45 ^x	43 ^x
15	エルサルバドル	48	98	—	—	20	32
16	ジャマイカ	100	99	32.6	186.3	—	80
17	コスタリカ	92	87	34.1	177.8	8	20
18	パナマ	84	92	42.1	106.4	—	30 ^x
19	メキシコ	71	98	39.5	224.1	21 ^x	—
20	トリニダード・トバゴ	96	90	—	105.4	—	39 ^x
21	キューバ	—	—	—	—	—	—
22	プエルトリコ	—	—	—	—	—	—
	ラテンアメリカ諸国	80	88	—	256.0	18	49
	低所得国	47 ¹⁾	—	—	225.7	55 ¹⁾	70 ¹⁾
	中所得国	72 ²⁾	89	—	159.8	27 ²⁾	31 ²⁾
	高所得国	—	97	—	—	—	—

出展：世界銀行『世界開発報告 1993』、及び、ユニセフ『世界子供白書 1993』

但し、x印はオックスフォード大学出版刊 THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN、1993 参照

1) は後発発展途上国、2) は発展途上国。

表〔1〕にみるのはラテンアメリカ諸国の諸社会指標である。網羅的というよりもごく一部の指標に過ぎないが、実態を垣間見させるには十分であろう。南米9カ国、中米カリブ11カ国の1991年度総人口は4億4530万人で、世界総計53億5060万人の約8.3%を占めている。ラテンアメリカ諸国は「一人当りGNP」が2,390ドルで、「中所得国」に属しているにも拘らず、国民の多くが基本的ニーズを充足できない状態におかれ、南北問題の典型を示している。「乳児死亡率」は44、「平均余命」は68歳で、「低所得国」の各々の率、71、62歳と較べればかなり良好なものの、「高所得国」の8、77歳とはかなりの開きがある。「安全な飲料水を手に入れる比率」は80%、「小学校就学率」は88%であるが、問題はその中味、1985年筆者が訪れたグアテマラ、パナマ等中米諸国では二部授業、三部授業はザラだった。「所得水準が最低限必要な食事や食物以外の基本的ニーズを満たすうえで十分でないもの」という基準で推定した「絶対的貧困水準」は、ラテンアメリカ全体で都市部18%、農村部49%で、特に農村部で50%に近い深刻さだが、一人当りGNP2000ドル以上のブラジル、パナマ、トリニダード・トバゴでも深刻な事態は静観を許さないものである。¹⁸GNPが決して低いとは云えないにも拘らず、大量の貧困層を抱えている理由は所得格差にあり、それは格段に高い値を示している。「全人口中の最高分位10%が何%の所得を占めているか」を見れば、ラテンアメリカ全体としてはデータに欠けているため各国別に見れば、ジャマイカの32.6%を最低、ブラジルの51.3%を最高とする枠内に納まっている。¹⁹最高位10%が51.3%の富を独占するとは、残り90%の人々が48.7%の富に与かることを意味しており、中でも、下に行けば行くほど些かな配分にしか与けれない極端なピラミッド構造をなすことになる。「人口増加率」は1970-80年の2.4から1980-91年の2.0%に低下したが、同じくGNP平均増加率も5.5から1.7%へと低下し、人口増加率を加味すれば0.3%マイナス成長となった。しかもこれらは、世界景気の低迷とも相俟って、輸出換金作物と鉱物資源の輸出を主とする産業の伸び悩みと債務負担の増大等による経済財政状態の悪化、債務不履行とリストラの強要による民生の圧迫、弱者切捨ての事態となっている。²⁰「債務対輸出比率」はトリニダード・トバゴの105.4%を最低にペルーの483.6（ニカラグアの2,917.8）%に及び、ラテンアメリカ平均で256.0%と言えば輸出総額の2.5年分を残らず当ててようやく返済可能となる莫大な額である。インフレ率は2.4~25.1%と263.4~583.7%の二組にほぼ大別されるが、前者の20%前後と言えども決して低い値ではなく、平均208.2%とは、年に2倍以上、10年で735倍にもなることを意味しており、決して正常な経済のものではない。累積債務問題に関してサンパウロ大司教P.E.アルスン枢機卿は次のように発言した――

「1980-89年間にブラジルは（累計）1,475億ドルを債権国に支払ったが、その間、債務自体は642億ドルから1,210億ドルに増大した。いかなる貧困国もこれ程多額の債務を富裕国に支払いつつ生きのびることはできない。なぜなら、これは、増大する悲惨、飢餓、失業、そして少数者への富の集中を意味するのだから。」⁽²¹⁾

蟻塚に喩えられる累積債務問題は国際的「支配-従属関係」に不可分離の構造問題に他ならないことを細野昭雄・恒川恵市は次の通り説明する―「1982年8月メキシコで金融危機が発生して以来、多年度リスケ方式のような債務救済方法が導入されたが、むしろ債務額

は増加し事態は深刻化したとさえ言える。成長率はゼロ、インフレも加速して中南米の主要国は平均三桁のインフレが続いており、失業が増加し実質賃金は下がって、激しい引締政策のもとで中南米経済は、大恐慌以来と言われる最悪の状態にある」と指摘し、(1) 債務問題には、中南米社会に固有の構造的要因があり、したがって、今日の危機は構造的危機、(2) だから問題は長期化し、(3) 成長と雇用の拡大への要請と債務サービスの支払いという同時達成困難なジレンマに陥り、(4) 結果として、政治の不安定化を惹起し、債務問題の克服を一層困難とする、政治・経済的危機の構図に他ならないと分析する⁽²²⁾。

容易ならざる事態が南米大陸を、中南米諸国を、特に社会の底辺貧困層を覆っている。しかもメデジン会議の 25 年前からサント・ドミンゴの今日迄、状況は悪化こそすれ改善されていないのである。この現状を各 CELAM は次のように寸描総括した――

「ラテンアメリカ諸国の大多数の人間を悩ます悲惨な状況は社会全体に広がる事実であり、天まで叫び声をあげる不正の形であらわれている。」(MD I-I-1)

「もし『発展が平和の新しい呼び名』なら、国によって異なる特徴を有するラテンアメリカの発展途上段階は、平和を脅かす緊張をもたらす不正な状況である。」(MD II-I-1)

「貧富の格差が増大することを認めることは、スキャンダルであり、キリスト者であることと矛盾したことである。これは創造のプランに悖り、教会は苦痛なしにはこの社会悪の状態を識別できない。」(PD28)

「本大陸に位置する国々の懐から、より物哀しくより胸を刺す苦痛の叫びが天まで上る。これは窮状にあつて、正義と、自由と、基本的人権の尊重を要求する人々の叫びである。」(PD87)

「貧しき者に味方する者として我々は、我々の大陸の多くのセクターを侵蝕する極度の貧困を反福音的事実として断罪する。」(PD1159)

「この貧困を生み出すメカニズムを解明し、駆逐するよう盡力する。」(PD1160)

「限界を越えた悲惨に耐えるしかない何百万の兄弟の悪化をたどる窮乏化は、ラテンアメリカが遭遇している壊滅的かつ屈辱的な惨状である。」(SD179)

ラテンアメリカの窮状を真正面から見据え、これを「不正の構図」「スキャンダル」「反福音的事実」と断じ切る CELAM の見解は率直で明快である。しかし、それを断言する主体が誰であるかを問うならば、これが全く尋常の事柄でないのに驚くはずである。なぜなら、カトリック教会こそラテンアメリカ社会の中枢を担いその価値基盤を根底から支えてきた当事者であつて、その当事者自身が己が社会を反福音的と告発することは、己が存在を否定するに似た異常時なのだから――。

反福音的事実が驚愕に値するのなら、その事実を告発する主体の福音的使命には一層の感動を憶えざるを得ない。

Ⅲ. 整合的対応の不可欠性と貧しき者への選択の内実

あるべき理想像との相反乖離にあるがままの現実態が確認されれば、それでは現実態を

どれほど理想態に近づけ、また、そのために必要な方策を設定するかは課題が次のステップである。因みに、目的・目標と具体的方策との間に整合性が認められない提題が真摯なものとはなり得ないことはことさら指摘する迄もない。

貧しき者への選択—— 不正不実の世にあって選ぶべき道は「貧しき者への選択 the Preferential Option for the Poor –POP–」という政策理念でありその実現であって、これが過去3回の CELAM に共通するモットーの一つであった。なかでも、最初に、しかも確信を持って謳いあげたのがメデジンのそれであった。「制度化された暴力ともいふべき不正の状況」(MD II – II –16) を脱却するには「公正な社会秩序を創造しなければならず」(MD II – III –20)、これは暴力によってでも (ibid. 16-19) 受身的傍観 (IV – II –7) によっても可能となるものではなく、連帯と責任 responsibility and solidarity (III – II –21) によって、特に、貧しき人々との連帯 (II – III –22 ; IV – III –8-18) によって可能となる、と。POP 原則が初めて公認されたのである。実際「他のどこからももたらされない解放を司牧者に求める耳を聳せんばかりの叫びが、何百万という人々の口からほとぼしっており」(IV – I –2) 彼等に正義が行われねばならない。「ラテンアメリカの教会は、大陸の貧しさと発展途上という状況にあって、貧しさの精神を、より明確で真実な主のしるしとなす行動、態度、規準に移し換えることの緊急性を体験している。かくも多くの兄弟たちの貧しさは、正義、連帯、公然たる証し、かかわり、強さ、そしてキリストによって委ねられた救いの使命を全うすることに全力を傾けることを求めて叫びをあげている。」(ibid. 7) だから「ラテンアメリカ司教団は、ラテンアメリカに存在するおそれるべき不正に直面して無関心ではいられない。」(IV – I –1) のである、と。

プエブラ連合司教会議では、「解放」というテーマが準備段階では削除されていたにも拘らず、圧倒的支持を得て中心テーマとして復活し、決議文書第IV部「ラテンアメリカにおいて福音化に奉仕する教会」の第一章(1134-1165)のタイトルはPOPとされた。「貧しき人々は宣教の第一の受領者であること」(1142)「経済格差というスキャンダルに等しい現実が要求するこの選択は、人格の尊厳に相応しい兄弟的な共生を確立し、自由で公正な社会の建設を達成するものでなければならず」(1154)、このために「プエブラにおける CELAM IIIはメデジンにおける CELAM IIの要請を生き生きと保持して、新しい希望の地平を拓くことを願う」(1165)と決議したのであった。

サント・ドミンゴ連合司教会議は、コロンブスの“新大陸発見 500周年記念”⁽²⁴⁾に際してラテンアメリカにおけるキリスト教の新しい展望を拓くことを意図して、新しい宣教への全体像を創出しようとしたのであって、POPへの比重が低下したことは否めないが⁽²⁵⁾、文書は随所に出現する。「福音が5世紀にも亘って証しをして来たはずのラテンアメリカとカリブの地に、殊に先住民とアフリカ系住民とに対して、土地の公正な分配さえ実現されていないことは、我々が直面しなければならない重大な問題である。」(SD174)とか「福音的貧しさこそ、メデジンとプエブラで厳かに宣言され、不動で撤回し得ない原則である貧しき者への福音的選択を課す根拠である。」(178)というような発言は登場するが、前2者に比較できる考察もアピールもない。唯一の例外ともいえるのは全303項目中296番目に登場する次の指摘である——「貧しき者の叫びを我々の叫びとしよう。メデジンとプエブラ

を継承して貧しき者への福音的選択を新しい情熱をもって課題としよう。この選択こそ、キリストの御跡を倣う我々の全宣教活動を照らすものとなろう。この光の下に人格の尊厳に相応しい新しい経済・社会・政治秩序を推進するように招くものである……」(296)と。

メデジンで情熱と確信をもって導入公認された「POP—貧しき者への選択」は、これがプエブラでも⁽²⁶⁾、サント・ドミンゴ⁽²⁵⁾でも一応「残った」ことをもって安堵する向きがあった⁽²⁷⁾。しかし、メデジンのそれを含めて、一体「POP—貧しき者への選択」というモットーがその意図を幾許なりとも実現したとでも言うのだろうか。「人類社会」であれ「南北問題」であれ「環境問題」であれ、一定の目的理念が何らかの効果をもたらすためには、政策設定とタイム・テーブルを伴った実行計画の裏付けが必要であるとは、今更指摘するのも恥ずかしい要件である。いわゆる「行動計画」にまで具体化されない目的理念は、ナイーブであるというより誠実をさえ欠くスタンド・プレーに過ぎないからである。G.グティエレスはPOPを提唱することは内面的、社会的双方の質的転換に類する革命であることを次の語に託して、それにより「真に福音を述べ伝えているかどうか証されるもの」(286頁⁽²⁸⁾)と断言する。「キリスト・イエスは、神のすがたでありながら……しもべのすがたをとり……われわれのために富める者が貧しき者となられた。」(302頁)したがって「貧しさは、愛と解放の業である。」(303頁)「人間の搾取と疎外の究極原因が利己心であるなら、自己の意思による貧しさの根本的な原因は隣人愛である。」(303頁)「キリスト教の貧しさ、愛の表現、は『貧しき人々との』連帯であり、『貧しさに対する』抗議である。」(303頁)「結局、抑圧されている人々自身が自由に声をあげ、社会と神の民のまっただ中で直接に、自己を表現し、自ら『希望を説き』、それを担い、自己の解放の主演となってはじめて、真の解放の神学を持つことができるように、我々も抑圧されている階級、支配されている人々の側に立つ」(307頁) ことによって解放の神学を持つことができるのである、と。ところで貧しき者がなぜ貧しいのかの決定的要因が、CELAMも認め細野等も解説したように、構造的要因によるものであるとすると、「貧しき者がよいもので飽かされる」には構造変革(GS1; 86; PP32; 81; EN36; 39; DDI-I-1; PD30; 134; 438; 1055 etc.; SD167; FL42; 68; 74; 75)が不可欠であって、POPを唱えることは構造変革を唱えることに等しくなる。言わずもがな、構造変革は、個々人の善意と努力の果実ではなく、連帯と共働のなせる業、即ち、政治的領域における政治的課題の遂行に他ならない。したがって政治的課題について政治的プログラムなしにPOPを唱えることは、もし彼・彼女が子供でないのなら、リップ・サービスを行って恥じない公けのマヤカシと言わねばならない。これが政治的課題だからと逃げを打つのもゴマカシである。補助性の原理によって介入を要請されているのは掛声や応援をするためでなく、実に自身で(代替的にではあるが)それを実行することだからである——福祉でも医療でも教育でも、はては外交にいたる迄、教会自らがこれを行って来て不思議とは思っていないにも拘らず、同じ教会がこと政治、経済に関わるとなれば、論理のスリカエを行うのは摩訶不思議としか言いようがない。サント・ドミンゴの決議文書にだけ行動計画の裏付けがなかったなどと言っているのではない——プエブラでも、メデジンでも全く同様だったのだから——。安藤勇はSDについて次の評価を与えている——

「SD 最終文書は、ラテンアメリカ最大の社会問題である貧困と発展の問題については、

さほど新味はない。何より、ラテンアメリカの貧困の最大の原因となっている国際経済体制に関するビジョンが無に等しく、根本的な解決策が全く提示できていない。⁽³⁰⁾」

⁽³¹⁾と。そもそも POP を親身に唱えていたのなら、己が決議文書がその解決にどれだけ有効だったかの評価をするのが当然なのに、全 3 回に亘る CELAM にはそれが全くないのである。反省の要さえ指摘されないのは、そのような問題意識に欠けているからであって、これでは幾度壮大な連合司教会議を開いても、よくて空念仏の掛声だけに終わること必定ではなかろうか。それもこれもがひとえに教会の使命と社会的役割についての原理的理解に欠けているからと言うことになるが、これが一方で、解放の神学だけが神学である、と主張したり、他方で、⁽³²⁾教会が政治と経済にだけは関与してはならないなどと嘯く謬説誤解の大きな原因となっている——これらは、いずれも、本来的使命と状況依存的課題との適用区別を忘却等閑に付しているのであるから——。この意味で、全くの蛇足ではあるが、「キリスト教の信仰と生活に有害な逸脱あるいは逸脱の危険について注意を促す」とする教理聖省文書『自由の自覚』が犯している誤謬の一つを再掲しておくことは無駄ではなかろう。

「政治機構や組織への直接介入は、教会の司牧者のすることではありません。It is not for the pastors of the Church to intervene directly in the political construction and operation of social life. この役割は、一般市民と共に自主的に行動するという信徒の使命の要件です。This task forms part of the vocation of the laity acting on their own initiative with their fellow citizens.」(FL 80 ; 61)

ごく当然のように、一見、受容されている上記政教分離原則は、次のような理由によって、多くの予断と独断の産物だった。即ち、今ここで「直接介入 direct intervention in …」の「直接」が「自身で」とか「己が手を染めて」という意味であって「機能充足—不全」時の区別ではないとすると、無条件的断定となり、聖職者の政治機構等への介入は無条件的に逸脱していることとなり、社会教説の説く、「補助性の原理」に基づいた関与の余地はなくなる。これは教会の伝統的社会教説に悖る所説であるとともに、いかなる状況条件をも無視排除する予断と暴論となる。なぜなら、「政治機構や組織への直接介入は、教会の司牧者のすることではありません。」は当該社会の「機能充足」時には正しくとも「機能不全」時には誤りであって、このままの表現では意味をなさないからである。「この役割は、一般市民と共に自主的に行動するという信徒の使命の要件です。」も全く同様に誤謬に充ちた表現である。なぜなら、「信徒が一般市民と共に自主的に行動している」のは既に当該社会の「機能充足」時からのことであり、もしも「機能不全」時にも同様であることを伝達しようとしているのなら、両者間に差異はなく、意味不詳という他ならないからである。とにかくこのように原理原則の単純な適用解釈さえ弁えることを知らぬ公式文書が、反福音的異常事態に対処できるとすれば摩訶不思議というもの、ところが、このような暴論、無分別な対応が解放の神学を必要としている当の現場に頻発しているのだから摩訶不思議どころではない。因みに、1985年4月初日より86年3月末日迄英知大学よりサバティカルを貰い、中米カリブの現地を訪ね、筆者自身が身をもって社会的介入の不可欠性を認めた際の感触を、往時のメモの一部に共有して貰えればと希う——

1985年7月19日(金)(13時15分)AF364便が着陸体制に入った。これは何だ、眼

下にはうす汚い“マッチ箱”がビッシリ、世界にスラム多しといえどもハイチは首都ポート・オ・フランスは格別、むせ返る。入国手続きは割込み自由、注意も無意味、タカリがウヨウヨ、空港に銀行なし、いたるところに発砲自由のトントンマコート、焼ける炎暑、日本大使館で戴いた久方振りのコーラが何と美味だったことか。圧迫した雰囲気は21日に予定されている独裁者J.C.デュバリエ大統領のレファレンダムがからんでいるらしい——

7月20日(土)とにかく電話もかからねば連絡もとれない。今朝など面会を希望していたカプ・ハイチアンのガイヨー司教と対面して朝食を取り話し合っているのに名乗ることさえためられるらしい(グアテマラ、キューバ等多くの途上国でもそうだった)。

(8:00) シスター須藤とサギノーの国立(結核)病院へ、ドイツ、日本の無償援助で建った病棟各2にはまだ電燈なし、薬品、備品の多くはカナダから……ハイチ人医師(6名)は登院せず、金になるところで仕事をしているとか……私を見ると皆んな手を出す、お腹が空いているからだ。入院患者だけでなく病院職員まで手を出すのには、ただ驚愕あるのみ——

(15:00) 最大の市場へ、日本ならゴミダメに相当、野菜の饅えた路上に古着を売る人、パンを売る人、空瓶2本を売る人も、……砂糖の山にはハエの山、悪臭プンプンのドブで体を洗う人もいた。……とにかく暑い——

7月21日(日)(6:30-7:25) クレオール語のミサ拝聴、美しい。(10:20-12:10) ラジオ・ソレイユの責任者 H.トリエステ神父訪問、現実を伝え、民意向上を計ってきたが、今は妨害で殆ど放送不能、放送できずにきたレファレンダムについての「司教団声明」を読ませて貰う、直後、スクート会司祭館に暴漢が押入り、神父重症との報、一時私が襲われたとの誤報流れる。重症だった A.DeSmeth 神父(75歳)は一週間後に帰天——
1804年に独立したはずのハイチは棄民の国と見えた。水道、電気、食糧、学校、……安全、自由等基本的なものが何もないところは人間の社会ではない。貧困と抑圧の中で、身の危険をも省みず、1990年12月 J.B.アリスティッド神父が大統領選に打って出た。67%の圧倒的支持で当選、1991年9月クーデターにより国外追放、以降は衆知の通り⁽³³⁾、その間首相兼大統領代行に推された M.L.バザン氏(1993・6・8 辞任)を承認したのはヴァチカン唯一カ国だった事実をどう理解すればよいのだろう⁽³⁴⁾。

相前後するが、一年間に54カ国を遮二無二訪れ、数他の研究所・大学に平和研究の現状を憂い、難民キャンプ、スラム、……等に病める人間社会を具にした。その一つにニカラグアとキューバがあった。

7月6日(土)(8:00-10:00) ニカラグアは首都マナグアで、ラ・プレサ紙編集長ハイメ・チャモロ氏と会見、豪邸、しかし戴いた朝食はいたって簡素、葉巻あり、令嬢サグラリオさん(高校生)も格段に上品、チ氏はデモクラシーと自由経済を強調し、数々の人権侵害を列挙、しかし結局は国際情勢に翻弄されており、ニカラグア一国では何もできないと述懐。(12:00-13:50) 大司教館へ、大司教 B.オバンド枢機卿に面会、米国下院議員等来客多し、教会の立場を強調し、私の質問に対し、革命は必要だがキリスト教的なそれを、と。ラ・パルマス教会へ帰投、昼食、午睡、けたたましい降雨。(16:50)

表へ出ると門前にイサベラ（8歳、11人兄弟）とローサ（6歳、10人兄弟）の二人、素足、“Nos pobres nunca comemos bastante 私達貧乏者は一度もお腹一杯食べたことがない”との訴え——言葉なし——。

7月7日（日）（8:10）キリストの御血の祝日のミサ・行列へ、広場でのミサは静粛、お祭りはフォークロアの香り、揺れる十字架、行列ゾロゾロ、大勢の子供、爆竹、屋台、コーク（小瓶）が隠匿されていたのもビックリだが、それをいくつにも分けてビニールで売っていたのが印象的、……帰路ホテル・コンチネンタルへ立寄り、外務省アジア・アフリカ局 M.T.リバス女史お奨めの“*Revolucionarios por el Evangelio*”を250コロドバで購入。（12:00-13:00）マナグア大地震でカテドラルは崩壊したままなので、ラス・パルマス教会でのオバンド枢機卿のミサに参加、自信と威厳、信者は千人前後か、聖歌はラテン色の色濃い明るい音色、終了時の踊りに感激。（18:00～）イエスの聖心教会へ、F.カルデナル、M.ウリエル、P.C.ヘレス、P.ウータール師等々、渦中の人物多数と平和ミサ、カメラマン、外国人多数、整然として情熱的、政治的。（19:00-19:40）別棟で外務大臣 M.デスコト師の断食宣言、国家主権の侵害と米軍侵攻の危機等6カ条の理由付け……。帰院夕食後、TVでコスタリカ舞踊を。サンディニスタ政権側の人権抑圧についてスペイン人ヴィセンテ師の熱烈な訴え……。

1979年7月19日ソモサ独裁政権を打倒したサンディニスタ運動で中心的役割を果たした「12人委員会」の中、6人はキリスト者、2人は司祭だった。1985年時サンディニスタ政権に参加していた聖職者は、ミゲル・デスコト（メリノール会、外相）、エルネスト・カルデナル（トラピスト会、文化相）、フェルナンド・カルデナル（イエズス会、教育相）、エドワルド・パジャレス（米州機構大使）神父であった。全員聖職停止処分、デスコト神父がミサを共にせず、断食宣言も棟を移して行ったのは、この処分を尊重してのことであった。

7月25日（木）（14:00）キングストンからキューバはその首都ハバナ着、入管で「ホテルに泊まらなければ入国させぬ」「いや、ビザは聖心教会に宿泊で申請」と一騒動、中をとって2泊2泊で一件落着、ホテル・ナチオナルは格式のあるホテル、ただしあてがわれた705号室の窓は破れ集中冷房の騒音でヒドイもの、騒動のいやがらせか、次のフライトのイベリア航空は閉店だしどこにも電話が繋がらないし……。 （18:00）最初的外出、カルメル会聖堂に立寄り、教会内は別世界、皆温かく祈りの熱気、上品な婦人に A.ビセンテ氏を紹介さる、40を出たところか、ハバナ大学を首席で出ても信者では職がない、と。これは生き殺しではないか、持金を少し手渡そうとするも断然拒否——危ないらしい。アイスクリーム店で求めたパイ2個をお母さん（63歳）にと言うと、これは喜んで受領、現実の厳しさ——。（21:00）ホテル帰着、シャワー、洗濯等、後、（23:00）ビスケット、ビール、パイナップルで豪華な夕食。（翌1:00）祈り、整理等を終え、日記を付けてようやく就寝。

7月26日（金）革命記念日（17:00～）1階ドル・ショップで買物の際、国家評議会議長フィデル・カストロの長演説を聴く、延々たる続きは自室で携帯ラジオで、今夜はどうもお祭り騒ぎらしい。

7月27日(土)(6:00)起床、昨夜は騒音にウトウトしただけ、こむら返りがなかっただけ幸い。(8:00)ビスケ3枚、マンゴJ2缶で朝食、後散策、中庭プールには給水車で水を入れている、何日かかるのだろうか、それでも外貨は稼がねば——一昨日シャワーを使ったことが申し訳なく思う。(11:40)ホテルNを去り聖心教会着、ここでも少々警戒済み、昼食はプディング、コーヒー付き、さすがにジュースは断わる、屋上に貯水槽、水不足を案じなくてもよいとのこと、しかし壮麗な聖堂の壊れ始めたスタンド・グラスを補修する術も見込みもなし、P.トリオ師によると洗礼は10%、結婚は30%が教会で、経済は窮状、若者が聖職者への召命に応えるのは英雄的、とのこと……。

7月28日(日)(6:00)起床(7:00)ミサ後、「愛の御母」巡礼所等教会訪問、途中子供公園、ビール店は朝から大入り、男子も牛乳・パンの配給に行列、定量以上もお金を出せば手に入る。しかし、東独製乗用車トラバントは共産党員でなければまず無理なこと……。(10:50)港近くのカテドラルへ、右側近くに(見張りのためか)共産党事務所、横門一带には人間の汚物が散乱、こんな場所に直接人間がするはずもなかりに……、内部に2枚のポスター、1枚は林道をバックに“Somos viajeros en busca de la luz: tenemos que alzar los ojos para reconocer el camino... 人とは光を求める旅人だ。正しい道を識るために我々は目を上げなければならない。”と。もう1枚はハス2輪に“Amor es compartir de la vida. 愛とは生命の分かち合い。”とあった。ここでも関係者との連絡は極度に困難。(12:20)クラレチアン会聖母の御心教会着、“Confiamos 信頼しよう”の一字が塔に、神父2人修道士1人の他にもキューバ人ホセ神学生、一度神学生になれば、もう社会に居場所はない、とのこと。

1959年にカストロ首相が政権を掌握する迄はハバナは物乞が溢れていたと言う。カトリックが多数を占めていたキューバ⁽³⁵⁾で一体教会はバティスタ政権に対抗することができなかったのか。だから教会は今信頼を失っていると、聞いた。真偽のほどは判らず、時代も異なる。しかし、社会的存在である我々が「ノー」と言わなければ「イエス」と言ったことになっていることは確かだ。あのハイチで、ヴァチカン大使館が焼き打ちにあった⁽³⁴⁾のは何かのほずみからかも知れないが、人気歌手マノ・シャルマーニュが奏でる歌詞は、教会の社会的関与の実際を問うているように思えて気懸りでならない——

「陰謀がやって来た

ワシントンからヴァチカン経由で

神の名の下に 我々の教会に

お前の居場所はない

去れ！ 教会こそ勝者

変革への戦いは続く

去れ！ 我々は騙されない

陰謀には巻き込まれない⁽³⁷⁾」

いわずもがな、各国の状況が社会的関与を不可欠のものとする切迫したものであったか否かの判断の妥当性に、各当事者の関与の実際の当否がかかっているが、少なくとも「その通り」とはCELAMが断言し、筆者も少しく身をもって体験したところである⁽³⁸⁾。

むすびにかえて

「私たちに託されている福音は真理のことばです。それは神に関する真理、人間と神秘的な運命に関する真理、世に関する神秘です。……だから、福音を宣べる人は自己放棄と苦しみの犠牲がどんなに大きくとも、他人に伝えるべき真理を常に見つけ求める人でなければなりません。……どのような理由があるにせよ、真理を裏切ったり、かくしたりすることは決して許されません。」(EN78) 福音宣教の基本中の基本を示す原則である。実に「真理は(万)人を自由にする。」(ヨハネ 8₃₂)の言葉とおおり、真理は万人が認め得るもの、解放し自由にする福音は万人のものであって、だから一方からしか受容できないものは真理でも福音でもあり得ない。解放の神学と意図するものと伝統的社会教説の説くところが別物である筈がない。本稿ではこのような信念に基づき、真の解放を目指すキリスト教と教会の社会的関与のあり方を原理的に分析した。ここに登場した問題点と、そこから必然的に帰結する要点を5つに限り列挙して結びに代えたい――

1. (a)「(救いの普遍的秘跡である)教会は、社会的関与に常に励まねばならない」とすることも、(b)「(霊的・絶対的)共同体としての教会は(物質的・相対的)な領域に関与してはならない」とすることも、ともに重大な予断を含んでおり、何らの意味をも伝えるものではない。なぜならば、一定社会状況の要・不要の判断に応じて社会的関与の当否が決定されるのであって、具体的状況判断抜き的一般命題は成立しないからである。
(a)が正しいのは当該機能が完全に機能しているときであり、(b)が正しいのは当該機能が不全のとき、(a)が間違っているのも、(b)が間違っているのも、それぞれの逆のときである。このように具体的状況によって(a)(b)ともに結果するところが変わるのであれば、前記一般論は意味をなさず、にも拘らずこのような論を敢えて展開することは、それが教理聖省からなされようが悲惨な状況を憂慮する情熱的牧者からなされようが、不毛な非生産的取組みに過ぎない。
2. もし解放の神学が必然化されるのが具体的状況判断に基づいた「補助性の原理」に従ってのことであれば、それは“神学(教会または宗教)”に固有な機能以外の他の機能を“神学(教会または宗教)”が代替する訳であって、その評価基準も当該機能基準によることは言うまでもなからう。とすれば“神学(宗教)”に固有な機能以外の代替する機能はもはや“神学(宗教)”の機能ではあり得なく、解放の「神学」は「神学」ではない訳で、それを「神学」と称することは意味内容ともに不明瞭な詐称と言わなければならない。⁽³⁹⁾
3. 教会が(義務として)代替する相対的、物質的、現世的機能、例えば、福祉、教育、医療、…等が、補完性の原理に基づいたことであるとすると、いかなる状況において必要となり、不要となるかの理由が原理的に解明されている訳であり、これから関与しなければならない事業について充実な見解が提示できるだけでなく、従来行ってきた事業の妥当性についても、明快な評価を得ることが可能となる。
4. 上記(3)に記したことは各地域教会についてのことだけではなく、教皇庁のあり方自体にも、当然、適用される。例えば、たとえ些かではあっても、教会が地上に国家を持つのは、或いは、持たねばならないのはなぜか、無数に近い宗教集団の中で唯一つカトリック

教会だけが世界各国に外交団を張り付け、国連代表部を作動させているのはいかなる要請に基づいてのことなのか。解放の神学者の社会的関与を真理に基づいて云々するのであれば、他人についてだけではなく、自己についても同一基準の適用を回避しない識見が求められよう。

5. 解放の神学の意図するところが補完性の原理に基づく社会的関与であるとする、解放の神学はラテンアメリカに限定された教会の営為ではなく、場所と時代を超越し、同種の状態の認められる場合に、普遍的に、要請される福音的営為に他ならない。

註

- (1) 社会的関与の具体的主体は、「教会」「福音」「信徒」「司牧者」「教会当局」等々が列挙され、「神学」「神学者」のみではないが、「教会」をもってこれら全当事者を包含するものとする。
- (2) Sacred Congregation for the Doctrine of the Faith, *Instruction on Certain Aspects of the "Theology of Liberation"*. Vatican Polyglot Press, 1984; J.ラッツィンガー「解放の神学批判——マルクス主義的選択がもたらすもの——」『神学ダイジェスト』58、1985、17-26。
- (3) Sacred Congregation for the Doctrine of the Faith, *Instruction on Christian Freedom and Liberation*. Vatican Polyglot Press, 1986. J.マシア訳、カトリック中央協議会、1987。なお、解放の神学をマルクス主義と同一視しているかに見えるICはFLと一体であると説かれるが(“Two documents—a single message” *L'Osservatore Romano*, Weekly Ed., 14 April 1986)、なぜ1年7カ月の予告期間で2つの指針が必要だったのかは不明である。
- (4) J.マシア「解放か救いか」『バチカンと解放の神学』南窓社、1986、11-13。FCの解説は28-59。なおICの解説は、J.マシア『解放の神学—信仰と政治の十字路—』南窓社、1985、149-160。
- (5) いかなる帰属関係も決して一義的なものとなり得ない点については、西山俊彦「トマス・アクィナスに基づく私的所有権の再解釈と若干の帰結—抄録—」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第7巻第1号、1992、75-92等参照。
- (6) 西山俊彦「多元的事実の位相的構造—社会学の立論への予備考察(3)—」『サピエンチア』第19号、1985、1-15、他。
- (7) E.Morin, *Sociologie*, Paris, Libraire Arthème Fayard, 1984。「社会学的反省について」浜田優美・福田和美『出来事と危機の社会学』法政大学出版会、1990、1-72。
- (8) D.Martindale, *The Nature and Types of Sociological Theory*. Boston, Houghton Mifflin Company, 1960; 阿閉吉男・内藤莞爾『社会学史概論』勁草書房、1957。
- (9) R.K.マートン「頭在的機能と潜在的機能」森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房、1961、16-77; A.W.Gouldner “Reciprocity and Autonomy in Functional Theory.” L.Gross(ed.), *Symposium on Sociological Theory*. New York, Haper & Row, Publishers, 1959, 241-270; C.G. Hempel, “The Logic of Functional Analysis.” *ibid.*, 271-307。
- (10) 順機能は、視点を逆にすれば、常に逆機能となることは指摘するまでもなかるう。
- (11) J.Linnan, CSV., “Religious Liberty (Tolerance).” J.A.Komanachak, M.Collins, D.A.Lane

(ed.s), *The New Dictionary of Theology*. Dublin, Michael Glazier, Inc., 1987.

- (12) 「とりわけ多元的社会においては、政治共同体と教会との関係についての正しい見方をもつことがたいせつである。……教会はその任務と権限から見て、けっして政治共同体と混同すべきものではなく、いかなる政治体制にも拘束されるものではない。……政治共同体と教会はそれぞれの分野において互いに自主独立である。」(GS76) FL20、75 も参照。
- (13) 西山俊彦「科学的社会学定立への基本要件—現代『社会の危機』と『社会学の危機』超克への一提題—」『ソジオロジ』第 35 卷第 1 号、1990A、71-89。
- (14) 筆者は、普遍妥当的究極秩序とみなされる「平和」をこの極限理想態と同一視している。西山俊彦「理念としての平和—平和学パラダイムの事例的検討—」『サピエンチア』第 24 号、1990B、325-346、他。
- (15) 機能不在と機能不全とは、もとより、同一概念ではありえないが、以後両者を合わせたものとして機能不全と記すことを許されたい。
- (16) 西山俊彦「平和（普遍妥当的秩序）定立課題と宗教集団—カトリック教会の社会教説に見る事例—」『サピエンチア』第 27 号、1993、437-459。
- (17) これに類比の箇所として、GS76 の他に、直ちに指摘する OA4、FL2 がある。
- (18) チリ（所得格差はほぼ最高値）以外、ヴェネズエラ、アルゼンチン、メキシコはデータに欠け、絶対的貧困の比率が低いかどうか、言及できないだけである。
- (19) 「ブラジルのジャーナリスト、ジョエルミル・ベティンはブラジルのことを『ベリンディア』（ベルギー・プラス・インド）と呼んでいる。この国では全人口のうち 3200 万人がベルギーと同じ生活水準をエンジョイし、約 3000 万人の労働者階級がなんとか生きられるだけのものを手に入れ、そして残りの 7000 万人が飢え、病気、失業などインドと同じ状態に置かれているからである。かれらは『体制の政治囚だ』とベティンは言う。」P.ベリマン『解放の神学とラテンアメリカ』同文館、1989、31。
- (20) 「債務問題は金融上の問題というよりは、基本的には政治的な問題であり、そのようなものとして対処すべきである。危機に瀕しているのは世界の債務国の収支勘定ではなく、貧困と死をもたらす抑圧的な措置と、うち続く失業の恐怖に耐え切れない何百万人もの人々の生活のほうである。」サンパウロ大司教 P.E.アルンス枢機卿「ハバナ債務国会議へのメッセージ」1985・7・30；「貧しい住民たちは、自らの発展する権利を犠牲にして法外な社会的費用を支払うことはできない。その権利は貧しい人々から失われており、一部の人々だけが享受している。」ヨハネ・パウロ二世「ボゴタでのコロンビア指導者会議」1986・7・1。いずれも S.ジョージ『債務危機の真実—なぜ第三世界は貧しいのか—』朝日新聞社、1989、310 参照。
- (21) “Latin America : Life Not Debt.” Maryknoll Justice and Peace Office, *News Notes*, Vol.17, No.3, May/June, 1992, 13-14.
- (22) 細野昭雄・恒川恵市『ラテンアメリカ危機の構図—累積債務と民主化のゆくえ—』有斐閣、1986；細野昭雄『ラテンアメリカの経済』東京大学出版会、1983；S.ジョージ『前掲書』；P.P.クチンスキー『中南米債務—危機のメカニズムと打開策』サイマル出版会、1990。
- (23) L.Boff, “Integral Liberation and Partial Liberation.” in L.& Clodovis Boff, *Salvation and Liberation. In Search of a Balance between Faith and Politics*. Maryknoll, N.Y., Orbis Books, 1984, 14-66.
- (24) CELAM IVはインディオスとアフリカ系“移民”に関する「個人・家族・民族のアイデ

ンティティに対する歴史上の冒瀆について」ヨハネ・パウロ二世教皇と共に神と兄弟に対して明確に赦しを求めている。(SD20 ; 246 ; 248-250) なお、被害者側の立場に立って事実を究明して対応すべきことを訴えるものとして、“A 42 day Penitential Fast on the steps of the Capitol in Washington, D.C., Sept. 1-Oct. 12, 1992 in “Penitential Fast for Justice and Peace in the Americas.” *News Notes*, Vol.17, No.4, July/August, 1992, pp.8 ; “Quincentenary : A Penitential Reflection.” *News Notes*, Vol. 17, No.6, Nov./Dec. 1992, pp.19-20 ; “Latin American Bishops Meet in Santo Domingo.” *ibid.*, pp.23-25 ; *Letter to Bishops going to CELAM Conference in Santo Domingo from Leadership of Maryknoll Society and Maryknoll Congregation ; Declaration of Pax Christi International Delegation for the IV General Assembly of the Latin American Bishops, Santo Domingo 1992.* がある。

- (25) L.Wirpsa, “Curia ignites angry protest at CELAM IV” ; G.MacEoin, “Curia faction goes for total control over CELAM IV” ; Santo Domingo foreruns church of next millennium. Editorial.” *National Catholic Reporter*, Vol.29, No.3, Nov.6, 1992.
- (26) L.Boff, “The Puebla Liberation Thematic,” in L.& C.Boff, *Salvation and Liberation. In Search of a Balance between Faith and Politics.* Maryknoll, N.Y., Orbis Books, 1984, 35-43.
- (27) 安藤勇 「第四回ラテンアメリカ司教評議会総会を振り返る」『カトリック新聞』第 3215~3220 号、1992・12・13~1993・1・31。
- (28) 関望・山田経三訳『解放の神学』岩波書店、1985。
- (29) 本多哲郎 「抑圧された者の側に立つ神」『福音宣教』第 43 巻第 6 号、1989 年 6 月 ; 『小さくされた者の側に立つ神』新世社、1990 ; 西山俊彦 「前掲論文」1990A。
- (30) 「第 6 回サントドミンゴの最終文書をどうとるか—第 4 回ラテンアメリカ司教評議会総会を振り返る」『カトリック新聞』第 3220 号、1993・1・31。
- (31) “A second and fundamental question, “Would the bishops at Santo Domingo modify or retract the preferential option for the poor articulated in 1979 at Puebla?” was both answered and not answered. In statement after statement, Pope John Paul II and bishops reaffirmed the preferential option, stating that the vision of Puebla would still be operative in the Latin American Church after Santo Domingo — therefore not negotiable. However, much less clarity was offered in terms of how an option for the poor would be implemented.” “Latin American Bishops Meet in Santo Domingo.” Maryknoll Justice and Peace Office, *News Notes*, Vol.17, No.6, Nov./Dec. 1992, pp.23-25.
- (32) 註(1)に別記した意味の主体であるが、「神学」がこの主体とはなりにくいため、解放の“神学”は不幸な名称と言うべきだろう。
- (33) T.McCarthy, “Aristide : the man and message of a people. Exiled, the priest-president still offers hope.” *National Catholic Reporter*, Vol.28, No.16, Feb.21, 1992, pp.9-11 ; D.Vidulich, “U.S. supporters lay down welcome mat for Arstide.” *National Catholic Reporter*, Vol.28, No.21, Mar.27, 1992, P.9 ; W. Steif, “Aristide’s possible return raises Haiti hopes —Clinton eager to keep boat people at bay—.” *National Catholic Reporter*, Vol.29, No.13, Jan.29, 1993, P.15.
- (34) J.P.Slavin, “U.S.may find Bazin more palatable than Aristide in Haiti”. *National*

Catholic Reporter, Vol.28, No.32, June19, 1992, P.14.

- (35) カトリックの比率は、『世界データ事典』による 1992 年度のそれは、キューバ 42%、ハイチ 80%、ニカラグア 88%であり、『世界年鑑』による 1992 年度の宗教は、それぞれ、「カトリック」「カトリック 85%」「カトリック」となっている。
- (36) 「我々は、階級闘争という事実を否定することが、実は自ら支配者の側に立つことであるということを、明確に悟らなければならない。中立は不可能である。」グティエレス『前掲書』279 ; 277。
- (37) 「ハイチ・民主化への夢と挫折」NHK『プライム 10』、1993 年 6 月 10 日、Ch.2, 22:00-22:45。
- (38) L.ボフへの当局の対応が一方向的なものであったかどうかについての彼自身の見解は、筆者の意見では『教会、カリスマと権力』（エンデルレ書店、1987）には問題が全くないとは思わないが、“Boff leaves priesthood and order for ‘Periphery’-20 years’ Vatican pressure ‘cruel and ruthless.’” *National Catholic Reporter*, Vol.28, No.34, July 17, 1992, pp.12-13 参照。
- (39) 従って R.Haight は “Liberation theology represents both a social and a theological movement that emerged principally in Latin America in the late 1960’s. (underline mine).” (J.A.Komanchak, et al. (ed.s), *The New Dictionary of Theology*. Dublin, Michael Glazier, Inc., 1987) と理解し、稲垣良典は「……の神学」は本当の神学ではない（「福音宣教と神学」『カトリック新聞』第 3231 号、1993 年 4 月 18 日(2)面「展望」）と直言する。